

# 粉じん作業従事者が離職するときに 事業者が講ずべき措置について

## 離職する粉じん作業従事者にじん肺の所見があるとき (じん肺管理区分が管理2 又は管理3 )

「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」を配布すること。  
健康管理手帳の交付申請方法を周知すること。  
禁煙の働きかけを行うこと。

の「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」は、厚生労働省のホームページから印刷して配布してください。(平成26年1月1日現在)

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/0703-1.html>  
の健康管理手帳制度について

健康管理手帳が交付されると、無料で定期的に年1回管理2の方は肺がんに関する検査を、管理3(イ又はロ)の方はじん肺健康診断を受けることができます。交付を受けるためには、離職後に本人が住所を管轄する都道府県労働局に申請する必要があります。



- (1) 健康管理手帳交付申請書 「安衛則様式第7号」
- (2) 従事歴申告書 「様式第1号」
- (3) じん肺管理区分決定通知書(管理2 又は管理3)の写し



(1)の健康管理手帳交付申請書は厚生労働省のホームページから印刷してください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei36/01.html> (平成26年1月1日現在)

(2)の従事歴申告書は、裏面をコピーしてご活用ください。

詳細は、労働局へお問い合わせください。(青森労働局 健康安全課 017-734-4113)

## 離職する粉じん作業従事者にじん肺の所見がないとき

雇用期間内に受けた最終のじん肺健康診断結果証明書の写しなど、離職後の健康管理に必要な書類をとりまとめ、提供すること。

従事歴申告書(健康管理手帳交付申請書添付用)

ふりがな		性別	生年月日
氏名		男 女	年 月 日
住所	〒		
該当交付要件(石綿業務の申請に限る) 右記の交付要件で該当と思われるものを を 1 つ付けてください。 (1 . の c に がある場合、胸部所見及び従事 歴の両方の審査を行い、交付・不交付の決定通 知をお送りします。)	1 . 石綿等を製造し、又は取り扱う業務 ( ) a 「胸部所見」 ( ) b 「従事歴」 ( ) c 「胸部所見」, 「従事歴」の両方 2 . 石綿等を製造し、又は取り扱う業務の周辺業務 ( ) 「胸部所見」		
職歴(申請している健康管理手帳に係る業務の職歴を記載してください。)			
従事期間	事業場の名称と所在地	従事した業務	
自 年 月 日			
至 年 月 日			
自 年 月 日			
至 年 月 日			
自 年 月 日			
至 年 月 日			
自 年 月 日			
至 年 月 日			
自 年 月 日			
至 年 月 日			
自 年 月 日			
至 年 月 日			
自 年 月 日			
至 年 月 日			
自 年 月 日			
至 年 月 日			

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

申請者： \_\_\_\_\_ 印